

令和3年11月

議案の概要

香川県広域水道企業団

令和3年11月香川県広域水道企業団議会定例会議案一覧

〔予算議案〕

第1号 令和3年度香川県広域水道企業団水道事業会計補正予算議案

第1号

令和3年度補正予算の概要

水道事業会計

債務負担行為

(単位：千円)

事 項	区分	期 間	限 度 額	年 度 別 限 度 額			内 容
				令和4年度	令和5年度	令和6年度	
建設工事管理システム 保守・運用業務委託	追加	令和4年度	7,050	7,050	—	—	令和4年1月から令和5年3月までの 期間の保守・運用業務委託契約を新た に締結することに伴い、債務負担の追 加を行うもの。
御殿配水池築造工事	変更	令和4年度～令和6年度 (令和4年度～令和5年度)	1,069,000 (920,000)	390,000 (380,000)	360,000 (540,000)	319,000 (0)	資材調達に通常よりも時間を要するこ と、地盤改良工等の追加及び「水道施 設整備費に係る歩掛表」の改定等に伴 い、債務負担の期間及び限度額の変更 を行うもの。

(注) 括弧内は、変更前の期間及び限度額

〔予算外議案〕

第2号 香川県広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例議案

- 水道事業の経営の健全化を図り、安全で安心して使用することができる水道水を安定的に供給することを目的として、旧東かがわ市水道事業の給水区域における料金について、用途の別及び金額の見直し、基本水量の廃止等を行うため、並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正により、社会全体のデジタル化を推進し、地方公共団体の歳入等についてスマートフォンアプリ等を利用した決済方法を柔軟に活用することができる環境整備を図ることを目的として、指定代理納付者制度に代えて指定納付受託者制度が導入されたことに伴い、指定納付受託者による料金の納付の方法を可能とするため、所要の改正を行うもの。
- 施行期日 令和4年4月1日、同年1月4日ほか

第3号 香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例及び香川県広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例議案

- 水道事業の給水対象に観音寺市風瀬町の区域を追加し、並びに当該区域における料金及び加入金を定めるため、関係条例について所要の改正を行うもの。
- 施行期日 公布の日

第4号 香川県広域水道企業団情報公開条例及び香川県広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例議案

- デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）により総務省設置法（平成11年法律第91号）の一部が改正されたこと等に伴い、関係条例について、引用している同法の条項を改める等の所要の改正を行うもの。
- 施行期日 公布の日

第5号 香川県広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例議案

- デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部が改正され、並びに行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）が廃止されることに伴い、所要の改正を行うもの。

（改正内容）

- ・ 引用している行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の条項を改める。
 - ・ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、引用している規定を改正後の個人情報の保護に関する法律を引用するよう改める。
- 施行期日 公布の日、規則で定める日

第6号 香川県広域水道企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例議案

- 職員は、禁錮以上の刑に処せられた場合に当然に失職するところ、職員の適正な身分保障のため、地方公務員法上、条例で特別に定めることとされている失職の例外の対象を、公務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に見直すため、所要の改正を行うもの。

- 施行期日 公布の日

第7号 令和2年度香川県広域水道企業団水道事業会計の決算の認定及び未処分利益剰余金の処分について

令和2年度決算の概要

水道事業会計

1 業務量

		令和2年度	(参考) 令和元年度
給水戸数 (千戸)		429	426
給水人口 (千人)		945	952
給水量	年間 (千 m^3)	127,257	126,079
	一日平均 (千 m^3)	348.65	344.48
※ 有収水量	年間 (千 m^3)	111,071	111,678
	一日平均 (千 m^3)	304.31	305.13
有収率 (%)		87.28	88.58

※ 令和2年度における検針サイクル統一の影響がなかった場合の年間有収水量の推計値は111,924千 m^3 で、これに基づく一日平均有収水量は306.64千 m^3 、有収率は87.95%である。

※ 令和元年度における検針サイクル統一の影響がなかった場合の年間有収水量の推計値は112,335千 m^3 で、これに基づく一日平均有収水量は306.93千 m^3 、有収率は89.10%である。

2 予算執行状況

(1) 収益的収入及び支出

(単位：千円)

区 分		最終予算額 (a)	左のうち地方公 営企業法第26条 第2項の規定に よる繰越額	決算額 (b)	翌年度繰越額 (c)	増減・不用額 (d)
収 入	水道事業収益	24,532,397	/	24,427,525	/	(b) - (a) △ 104,872
	営業収益	21,862,628		21,720,405		△ 142,223
	(うち給水収益)	(21,747,715)		(21,604,746)		(△ 142,969)
	営業外収益等	2,669,769		2,707,120		37,351
	(うち長期前受金戻入)	(1,614,668)		(1,635,336)		(20,668)
支 出	水道事業費用	23,019,796	117,153	21,367,761	59,809	(a) - (b) - (c) 1,592,226
	営業費用	21,442,362	117,153	19,834,968	59,809	1,547,585
	(うち減価償却費)	(8,938,474)		(8,892,754)	(0)	(45,720)
	営業外費用	1,390,056		1,385,203	0	4,853
	(うち支払利息)	(865,377)		(859,626)	(0)	(5,751)
	(うち消費税及び地方消費税)	(524,287)		(515,685)	(0)	(8,602)
	その他	187,378		147,590	0	39,788
収 支 差 引		1,512,601	/	3,059,764	/	/

(注) 消費税及び地方消費税込み

(2) 資本的収入及び支出

(単位：千円)

区 分		最終予算額 (a)	左のうち地方公営 企業法第26条の 規定による繰越額	決 算 額 (b)	翌年度繰越額 (c)	増減・不用額 (d)
収 入	水道事業資本的収入	8,133,361	2,422,883	5,834,592	2,166,223	(b) - (a) + (c) △ 132,546
	(うち企業債)	(4,133,800)	(892,000)	(2,592,500)	(1,388,300)	(△ 153,000)
	(うち国庫補助金)	(2,284,434)	(944,768)	(1,764,694)	(535,503)	(15,763)
	(うち他団体出資・補助・負担金)	(1,674,930)	(606,115)	(1,434,718)	(242,420)	(2,208)
支 出	水道事業資本的支出	26,259,837	7,013,873	16,297,114	(注2) 8,546,785	(a) - (b) - (c) 1,415,938
	(うち建設改良費)	(22,647,655)	(7,013,873)	(12,726,725)	(8,546,785)	(1,374,145)
	(うち企業債償還金)	(3,567,428)	(0)	(3,565,644)	(0)	(1,784)
	(うち他団体借入金償還金)	(4,744)	(0)	(4,743)	(0)	(1)
収 支 差 引		△ 18,126,476	△ 4,590,990	(注1) △ 10,462,522		

(注1) 補填財源

(単位：千円)

種 別		金 額
当年度分消費税及び地方消費税 資本的収支調整額		840,592
積立金	減債積立金	2,589,286
	他団体借入金償還積立金	4,743
	建設改良積立金	65,275
	小計	2,659,304
損益勘定留保資金		6,962,626
計		10,462,522

(注2) 繰越事業

(単位：千円)

翌年度繰越額	財 源			
	国庫補助金	企業債	出資金等	自己資金
8,546,785	535,503	1,388,300	242,420	6,380,562

3 経営成績及び財政状態

(1) 経営成績 <損益計算書(令和2年4月1日~令和3年3月31日)>

		(借 方)	(貸 方)	(単位:百万円)	
総費用 20,206	営業費用	19,181	営業収益	19,755	
	〔 原水及び浄水費 4,341 配水費 1,264 給水費 581 漏水防止費 450 受託工事費 155 業務費 1,188 水質管理費 207 総係費 1,895 減価償却費 8,893 資産減耗費 206 その他 1 〕		〔 給水収益 19,641 その他 114 〕		
	営業外費用	878			
	〔 支払利息 860 その他 18 〕				
	特別損失	147	営業外収益	2,242	
			〔 長期前受金戻入 1,635 他団体補助金・負担金 114 その他 493 〕		
	当年度純利益	2,218	特別利益	427	
				総収益 22,424	

(2) 財政状態 <貸借対照表(令和3年3月31日現在)>

		(借 方)		(貸 方)	(単位: 百万円)
資産総額 257,056	資	固定資産 217,728	負	固定負債 58,470	実質負債 69,454
		〔有形固定資産 197,820 無形固定資産 17,117 投資その他の資産 2,791〕		〔企業債 50,644 他団体借入金 71 リース債務 19 引当金 7,736 退職給付引当金 2,618 修繕引当金 5,118〕	
	産	〔企業債 3,585 他団体借入金 5 未払金 6,378 引当金 293 賞与引当金 246 法定福利費引当金 47 その他 723〕	債	流動負債 10,984	資本 147,832
		流動資産 39,328	資	繰延収益 39,770	
		〔現金預金 34,055 未収金 3,026 前払金 1,690 その他 557〕	本	〔長期前受金 81,546 長期前受金収益化累計額 △41,776〕	
				資本金 130,456	
				剰余金 17,376	
				〔資本剰余金 1,723 利益剰余金 15,653 減債積立金 567 利益積立金 380 建設改良積立金 9,829 当年度未処分利益剰余金 4,877 (うち当年度純利益 2,218)〕	

4 未処分利益剰余金の動き及び処分（案）

（単位：百万円）

項 目			金 額	備 考	
令和2年度の動き	前 年 度 未 残 高		7,013		
	処 分 額 〔令和2年11月議会の議決によるもの〕	積立金への積立て	減 債 積 立 金	△ 1,583	
			建 設 改 良 積 立 金	△ 2,426	
			他 団 体 借 入 金 償 還 積 立 金	△ 5	
			小 計	△ 4,014	
		資 本 金 へ の 組 入 れ	△ 2,999		
	計		△ 7,013		
	処 分 後 残 高（繰越利益剰余金）		0		
	変 動 額	積立金の取崩し ※	減 債 積 立 金	2,589	積立金取崩しに伴う整理
			建 設 改 良 積 立 金	65	同上
			他 団 体 借 入 金 償 還 積 立 金	5	同上
			小 計	2,659	
		当 年 度 純 利 益	2,218		
	計		4,877		
当年度末残高（当年度末処分利益剰余金）		4,877			
処分（案）	積立金への積立て	減 債 積 立 金	△ 1,649		
		建 設 改 良 積 立 金	△ 602		
		他 団 体 借 入 金 償 還 積 立 金	△ 5		
		小 計	△ 2,256		
	資 本 金 へ の 組 入 れ	△ 2,621	※令和2年度の積立金取崩しに伴う整理		
	処 分 後 残 高（繰越利益剰余金）		0		

5 キャッシュ・フロー

<キャッシュ・フロー計算書（令和2年4月1日～令和3年3月31日）>

（単位：百万円）

		金 額	主 な も の
期 首 残 高		36,301	
キャッシュ・フロー	業務活動	7,284	
		(2,218)	うち当年度純利益
		(8,893)	うち減価償却費
		(△ 706)	うち引当金の増減額
	(△ 1,635)	うち長期前受金戻入額	
	投資活動	△ 9,183	
		(△ 11,519)	うち有形固定資産の取得による支出
		(38)	うち有形固定資産の売却による収入
	財務活動	(1,947)	うち補助金による収入
		△ 347	
	(2,593)	うち企業債による収入	
	(△ 3,559)	うち企業債の償還による支出	
	計	△ 2,246	
期 末 残 高		34,055	

6 施設整備の概況

(単位：百万円)

		令和2年度執行額		翌年度繰越額	主なもの
			うち地方公営企業法 第26条の規定による 繰越額の執行分		
事業費※	広域水道施設整備	1,417	714	810	管路の新設、配水池の新設
	経年施設更新整備	7,653	4,001	5,758	管路の更新、浄水施設の更新
	その他建設改良	2,703	1,373	1,969	管路の新設、栴川ダム建設事業負担金
計		11,773	6,088	8,537	
財源	国庫補助金	1,756	936	536	生活基盤施設耐震化等交付金、 水道水源開発補助金等
	企業債	2,593	888	1,388	
	他団体出資・ 補助・負担金	1,435	596	243	
	その他	5	0	0	
	自己財源	5,984	3,668	6,370	

※ 「事業費」の対象は、委託料、工事請負費、材料費、負担金補助及び交付金、用地費及び補償金とする。

7 構成団体からの繰入金の状況

(単位：千円)

受 入 科 目		繰 入 額	使 用 目 的
事業収益	補 助 金	114,340	統合水道（支払利息分）等
	受託工事収益	33,573	消火栓維持管理費
	合 計	147,913	
資本的収入	補 助 金	118,333	企業債元金償還等
	出 資 金	631,944	経年施設更新整備事業（注） 椋川ダム建設事業負担金等
	負 担 金	92,883	消火栓設置工事
	合 計	843,160	

(注) 生活基盤施設耐震化等交付金事業に係るもの（総務省繰入金通知「広域化施設」）

(参考) 区分経理満了時に遵守すべき財政収支の目標値

(単位：千円)

	金額	給水収益比	
		実績値（令和3年3月31日）	(参考) 目標値（区分経理満了時）
企業債残高	54,304,583	2.76	3.5倍以内
内部留保資金	26,395,019	1.34	0.5倍程度

(注) 給水収益は、広域送水管理センター（旧県営水道）の給水収益（他の事業体の受水費相当）を除く。

第8号 令和2年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の決算の認定及び未処分利益剰余金の処分について

令和2年度決算の概要

工業用水道事業会計

1 業務量

		令和2年度	(参考) 令和元年度
給水事業所数 (事業所)		40	38
有収水量	年間 (千 m^3)	21,296	21,497
	一日平均 (千 m^3)	58.34	58.73

2 予算執行状況

(1) 収益的収入及び支出

(単位：千円)

区 分		最終予算額 (a)	左のうち地方公 営企業法第26条 第2項の規定に よる繰越額	決 算 額 (b)	翌年度繰越額 (c)	増減・不用額 (d)
収 入	工業用水道事業収益	832,502	/	835,377	/	(b) - (a) 2,875
	営業収益	796,175		800,106		3,931
	(うち給水収益)	(796,175)		(800,106)		(3,931)
	営業外収益等	36,327		35,271		△ 1,056
	(うち長期前受金戻入)	(34,477)		(33,416)		(△ 1,061)
支 出	工業用水道事業費用	819,559	14,590	675,133	29,439	(a) - (b) - (c) 114,987
	営業費用	769,582	14,590	630,158	29,439	109,985
	(うち減価償却費)	(352,861)		(352,857)	(0)	(4)
	営業外費用	44,977		44,975	0	2
	(うち支払利息)	(10,485)		(10,484)	(0)	(1)
	(うち消費税及び地方消費税)	(34,492)		(34,491)	(0)	(1)
その他	5,000		0	0	5,000	
収 支 差 引		12,943		160,244		

(注) 消費税及び地方消費税込み

(2) 資本的収入及び支出

(単位：千円)

区 分		最終予算額 (a)	左のうち地方公営 企業法第26条の 規定による繰越額	決 算 額 (b)	翌年度繰越額 (c)	増減・不用額 (d)
収 入	工業用水道事業資本的収入	255,383	148,283	153,600	21,800	(b) - (a) + (c) △ 79,983
	(うち企業債)	(233,583)	(148,283)	(153,600)	(0)	(△ 79,983)
	(うち国庫補助金)	(21,800)	(0)	(0)	(21,800)	0
	(うち他団体出資・補助・負担金)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
支 出	工業用水道事業資本的支出	1,111,193	148,283	470,841	(注2) 458,300	(a) - (b) - (c) 182,052
	(うち建設改良費)	(895,271)	(148,283)	(255,921)	(458,300)	(181,050)
	(うち企業債償還金)	(54,042)	(0)	(54,041)	(0)	(1)
	(うち他団体借入金償還金)	(160,880)	(0)	(160,879)	(0)	(1)
収 支 差 引		△ 855,810		(注1) △ 317,241		

(注1) 補填財源

(単位：千円)

種 別	金 額	
当年度分消費税及び地方消費税 資本的収支調整額	22,045	
積立金	減債積立金	54,040
	他団体借入金償還積立金	139,454
	小計	193,494
損益勘定留保資金	101,702	
計	317,241	

(注2) 繰越事業

(単位：千円)

翌年度繰越額	財 源			
	国庫補助金	企業債	出資金等	自己資金
458,300	21,800	0	0	436,500

3 経営成績及び財政状態

(1) 経営成績 <損益計算書(令和2年4月1日~令和3年3月31日)>

(借 方)		(貸 方)		(単位:百万円)
総費用 624	営業費用 614	営業収益 727		総収益 762
	(原水及び浄水費 176 配水費 19 総係費 65 減価償却費 353 資産減耗費 1)	[給水収益 727]		
	営業外費用 10			
	(支払利息 10)			
	当年度純利益 138	営業外収益 35		
		(長期前受金戻入 33 その他 2)		

(2) 財政状態 <貸借対照表(令和3年3月31日現在)>

		(借 方)	(貸 方)	(単位: 百万円)
資産総額 9,840	資	固定資産 7,755 〔有形固定資産 7,045 無形固定資産 710〕	固定負債 2,354 〔企業債 1,154 他団体借入金 602 引当金 598 退職給付引当金 84 修繕引当金 514〕	実質負債 2,721
		〔企業債 45 他団体借入金 87 未払金 209 引当金 5 賞与引当金 4 法定福利費引当金 1 その他 21〕	流動負債 367	
	産	流動資産 2,085 〔現金預金 1,886 未収金 68 前払金 84 その他 47〕	繰延収益 848 〔長期前受金 2,500 長期前受金収益化累計額△1,652〕	資本 6,271
			資本金 5,732 剰余金 539 〔資本剰余金 207 利益剰余金 332 当年度未処分利益剰余金 332 (うち当年度純利益 138)〕	

4 未処分利益剰余金の動き及び処分（案）

（単位：百万円）

項 目			金 額	備 考	
令和2年度の動き	前 年 度 末 残 高		355		
	処 分 額 （令和2年11月議会の議決によるもの）	積立金への積立て	減債積立金	△ 54	
			他団体借入金償還積立金	△ 139	
			小 計	△ 193	
		資本金への組入れ	△ 162		
	計		△ 355		
	処分後残高（繰越利益剰余金）			0	
	変 動 額	積立金の取崩し ※	減債積立金	54	積立金取崩しに伴う整理
			他団体借入金償還積立金	139	同上
			小 計	193	
		当 年 度 純 利 益		138	
計		331			
当年度末残高（当年度未処分利益剰余金）			331		
処分（案）	積立金への積立て	減 債 積 立 金	△ 45		
		建 設 改 良 積 立 金	△ 6		
		他 団 体 借 入 金 償 還 積 立 金	△ 87	県からの借入金に係るもの	
		小 計	△ 138		
	資 本 金 へ の 組 入 れ		△ 193	※令和2年度の積立金取崩しに伴う整理	
	処分後残高（繰越利益剰余金）			0	

5 キャッシュ・フロー

<キャッシュ・フロー計算書（令和2年4月1日～令和3年3月31日）>

（単位：百万円）

		金額	主 な も の
期 首 残 高		1,995	
キャッシュ・フロー	業務活動	168	
		(138)	うち当年度純利益
		(353)	うち減価償却費
		(6)	うち引当金の増減額
		(△ 33)	うち長期前受金戻入額
	投資活動	△ 216	
		(△ 228)	うち有形固定資産の取得による支出
		(△ 6)	うち無形固定資産の取得による支出
		(18)	うち補助金による収入
	財務活動	△ 61	
(154)		うち企業債による収入	
(△ 54)		うち企業債の償還による支出	
	(△ 161)	うち県借入金の返済による支出	
	計	(△ 109)	
期 末 残 高		1,886	

6 施設整備の概況

(単位：百万円)

		令和2年度執行額		翌年度繰越額	主なもの
			うち地方公営企業法 第26条の規定による 繰越額の執行分		
事業費※	経年施設更新整備	230	82	458	管路の更新
	その他建設改良	12	0	0	
計		242	82	458	
財源	国庫補助金	0	0	22	工業用水道事業費補助金
	企業債	154	68	0	
	他団体出資・ 補助・負担金	0	0	0	
	その他	0	0	0	
	自己財源	88	14	436	

※ 「事業費」の対象は、委託料、工事請負費、材料費、負担金補助及び交付金、用地費及び補償金とする。

議案第2号補足資料

(香川県広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例議案関係)

旧東かがわ市水道事業の給水区域における料金改定

基本方針

○ 施行期日

令和4年4月1日

○ 料金水準

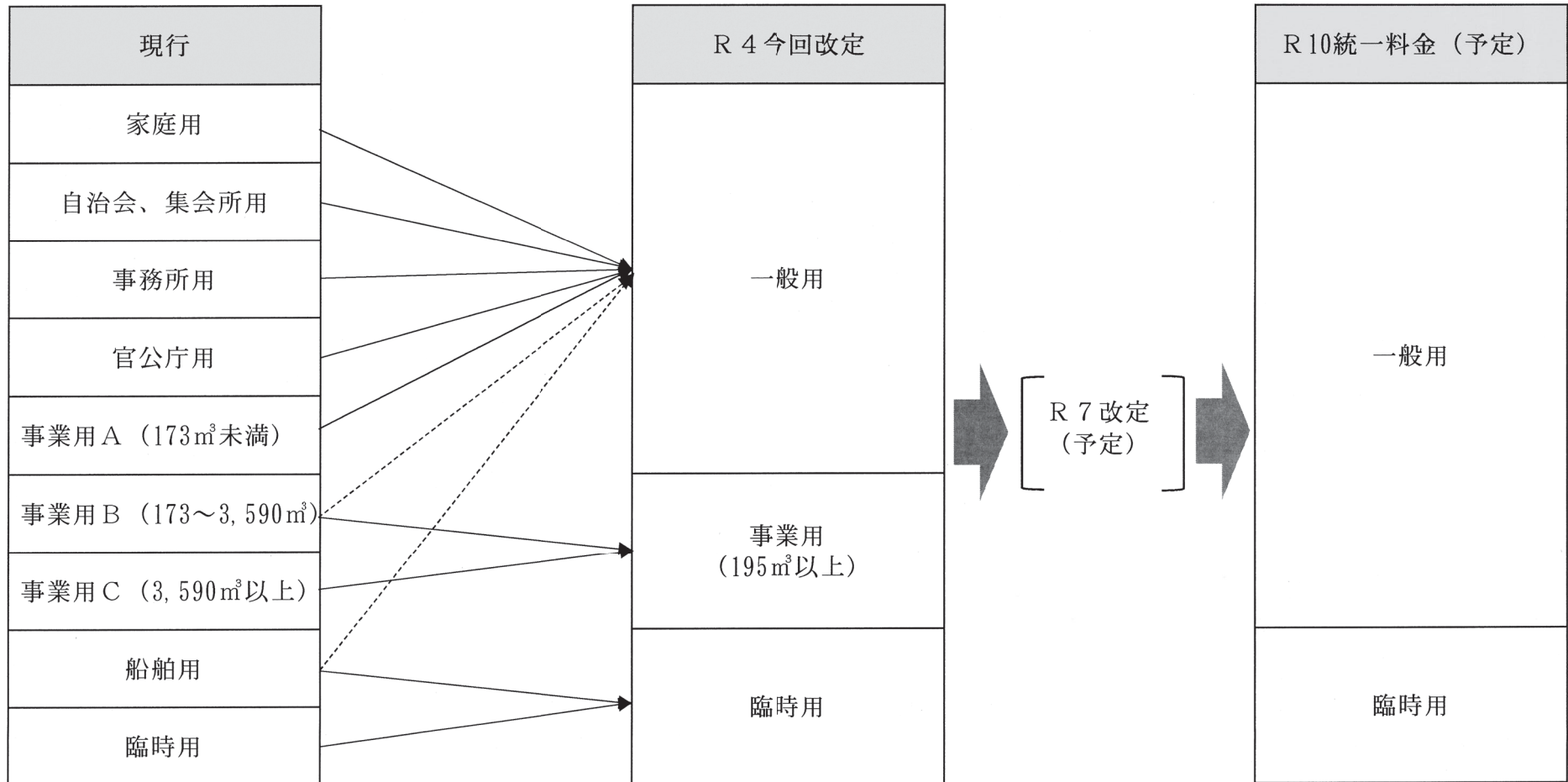
全体として改定率10パーセントを目指す。

○ 料金体系

用途別料金体系から口径別への移行等、令和10年度からの料金統一化に向けた改定を行う。

料金改定のイメージ

- 〔改定概要〕
- 料金水準
 - ・供給単価 R 2 : 171 円/m³ ⇒ 今回改定後 : 188 円/m³
 - 料金体系
 - ・「事業用」の用途を残し、段階的に口径別料金体系へ移行する。
 - ・「基本水量」を廃止する。



料金改定による影響度

○ 令和2年度の実績による比較は、次のとおりである。

用途の別	現行料金（令和2年度実績）			改定供給単価（B） （税抜き）	平均改定率 （B）／（A）
	供給単価（A） （税抜き）	使用水栓数	有収水量		
一般用	171円	14,593件	2,839千m ³	188円	109.9%
家庭用	160円	12,529件	2,432千m ³	181円	113.1%
事業用	169円	74件	750千m ³	186円	110.1%
事業用B	176円	70件	496千m ³	183円	104.0%
事業用C	157円	4件	254千m ³	191円	121.7%
臨時用	404円	7件	3千m ³	260円	64.4%
船舶用	404円	7件	3千m ³	260円	64.4%
全体	171円	14,674件	3,592千m ³	188円	109.9%

新旧料金表

旧

1 箇月につき（税抜き）

(1) 基本料金

用途の別	使用水量	金額
家庭用	5 m ³ まで	630円
事業用A	20 m ³ まで	2,520円
事業用B	300 m ³ まで	37,800円
事業用C	5,000 m ³ まで	630,000円
事務所用	10 m ³ まで	1,260円
官公庁用	50 m ³ まで	7,560円
自治会、集会所用	5 m ³ まで	380円

(2) 超過料金

用途の別	金額	
	使用水量	単価 (m ³)
家庭用	5 m ³ を超え10 m ³ まで	126円
	10 m ³ を超え20 m ³ まで	143円
	20 m ³ を超え30 m ³ まで	161円
	30 m ³ を超えるもの	173円
事業用A	20 m ³ を超え50 m ³ まで	223円
	50 m ³ を超えるもの	233円
事業用B	300 m ³ を超えるもの	180円
事業用C	5,000 m ³ を超えるもの	173円
事務所用	10 m ³ を超えるもの	195円
官公庁用	50 m ³ を超え1,000 m ³ まで	195円
	1,000 m ³ を超えるもの	215円
自治会、集会所用	5 m ³ を超えるもの	180円
船舶用		390円
臨時用		390円

基本水量が
廃止される。



新

1 箇月につき（税抜き）

(1) 基本料金

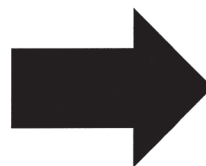
用途の別	メーターの口径	金額
一般用	13mm	500円
	20mm	900円
	25mm	1,300円
	30mm	1,700円
	40mm	3,700円
	50mm	5,700円
	75mm	13,300円
	100mm	25,100円
	150mm	62,750円
	事業用	13mm
20mm		30,900円
25mm		31,300円
30mm		31,700円
40mm		33,700円
50mm		35,700円
75mm		43,300円
100mm		55,100円
	150mm	92,750円

(2) 従量料金

用途の別	金額	
	使用水量	単価 (m ³)
一般用	10 m ³ まで	130円
	10 m ³ を超え20 m ³ まで	150円
	20 m ³ を超え30 m ³ まで	180円

(3) メーター使用料（1個当たり）

メーターの口径	金額
13mm	250円
20mm	380円
25mm	500円
30mm	630円
40mm	1,250円
50mm	3,150円
75mm	5,000円
100mm	10,000円
150mm	20,000円



メーター使用料は、基本料金に含まれる。

	30m ³ を超え50m ³ まで	200円
	50m ³ を超えるもの	215円
事業用	200m ³ まで	50円
	200m ³ を超え500m ³ まで	100円
	500m ³ を超えるもの	190円
臨時用		260円

- 新料金表の「一般用」は、現行料金表の「家庭用」、「事業用A」、「事務所用」、「官公庁用」及び「自治会、集会所用」並びに「事業用B」（使用水量見込み195m³未満のものに限る。）及び「船舶用」（常時使用するものに限る。）の用途に適用する。
- 新料金表の「事業用」は、現行料金表の「事業用B」（使用水量見込み195m³未満のものを除く。）及び「事業用C」の用途に適用する。
- 新料金表の「臨時用」は、現行料金表の「船舶用」（常時使用するものを除く。）及び「臨時用」の用途に適用する。
- 令和10年度統一料金に向けて、段階的に口径別料金体系に移行する。

報 告 事 項

令和2年度 香川県広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項の規定による営業費用の繰越額

(単位:百万円)

款	項	事業名	予算額 (2月補正後)	繰越事業 に係る予 算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳	
							営業収益	不用額
水道事業費用	営業費用	原水及び浄水費	5,352	332	9	46	46	277
		総 係 費	2,176	16		14	14	2
計			7,528	348	9	60	60	279

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:百万円)

款	項	事業名	予算額 (2月補正後)	繰越事業 に係る予 算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳						不用額
							国庫 補助金	他団体 補助金	企業債	出資金	負担金	自己資金	
水道事業 資本的支出	建設改良費	資産購入費	322	11		11						11	
		広域水道 施設整備費	1,706	798		798	73					725	
		経年施設更新 整備事業費	10,099	5,568	89	5,443	379		892	20	4	4,148	36
		その他 建設改良費	3,507	2,238	269	1,969	84	64	496	125	30	1,170	
計			15,634	8,615	358	8,221	536	64	1,388	145	34	6,054	36

(注) 翌年度繰越額のうち、主なものは、管路施設整備 4,963百万円、電気・機械設備整備 1,484百万円、浄水場・ポンプ場・配水池等施設整備 1,490百万円、ダム負担金 272百万円である。

地方公営企業法第26条第2項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:百万円)

款	項	事業名	予算額 (2月補正後)	繰越事業 に係る予 算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳						不用額
							国庫 補助金	他団体 補助金	企業債	出資金	負担金	自己資金	
水道事業 資本的支出	建設改良費	広域水道 施設整備費	12	12		12						12	
		経年施設更新 整備事業費	315	315		315						315	
計			327	327		327						327	

令和2年度 香川県広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項の規定による営業費用の繰越額

(単位:百万円)

款	項	事業名	予算額 (2月補正後)	繰越事業 に係る予 算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳	
							営業収益	不用額
工業用水道 事業費用	営業費用	原水及び浄水費	299	22		18	18	4
		配水費	39	15		12	12	3
計			338	37		30	30	7

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:百万円)

款	項	事業名	予算額 (2月補正後)	繰越事業 に係る予 算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					不用額	
							国庫 補助金	他団体 補助金	企業債	出資金	負担金		自己資金
工業用水道事業 資本的支出	建設改良費	経年施設更新 整備事業費	729	450		450	22					428	
計			729	450		450	22					428	

(注) 翌年度繰越額のうち、主なものは、管路施設整備259百万円、電気・機械設備整備122百万円である。

地方公営企業法第26条第2項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:百万円)

款	項	事業名	予算額 (2月補正後)	繰越事業 に係る予 算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					不用額	
							国庫 補助金	他団体 補助金	企業債	出資金	負担金		自己資金
工業用水道事業 資本的支出	建設改良費	経年施設更新 整備事業費	10	10		10						10	
計			10	10		10						10	

資金不足比率

(単位：%)

会 計 名	資金不足比率
香川県広域水道企業団水道事業会計	—
香川県広域水道企業団工業用水道事業会計	—

※ 資金不足額がないため「—」を記載

債権放棄の報告について

- | | |
|-------------|--|
| ○ 放棄した債権の名称 | 水道料金 |
| ○ 放棄した債権の額 | 52,656,748円 |
| ○ 債権放棄日 | 令和3年3月31日 |
| ○ 放棄した理由 | 香川県広域水道企業団債権管理条例第14条第1項第1号（消滅時効）、第2号（債務者が死亡）、第3号（破産等）に該当 |
| ○ 放棄した債権の名称 | 水道加入金 |
| ○ 放棄した債権の額 | 63,000円 |
| ○ 債権放棄日 | 令和3年3月31日 |
| ○ 放棄した理由 | 香川県広域水道企業団債権管理条例第14条第1項第1号（消滅時効）に該当 |
| ○ 放棄した債権の名称 | 給水管修繕に伴う受託工事収益 |
| ○ 放棄した債権の額 | 74,293円 |
| ○ 債権放棄日 | 令和3年3月31日 |
| ○ 放棄した理由 | 香川県広域水道企業団債権管理条例第14条第1項第1号（消滅時効）に該当 |

